

令和 8 年 3 月 3 1 日

青森県環境影響評価条例に基づく環境影響評価に係る 書類等の公開について（通知）

青森県環境エネルギー部自然保護課長

青森県環境影響評価条例の一部を改正する条例（令和 8 年青森県条例第 8 号）により、青森県環境影響評価条例（平成11年12月青森県条例第56号。以下「条例」という。）において、知事が、事業者等（事業者又は都市計画決定権者をいう。以下同じ。）の同意を得た上で、規則で定める期間、環境影響評価に係る書類等（環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書及び事後調査等報告書をいう。以下同じ。）を公開できることとする規定が新設されました。当該規定が令和 8 年 4 月 1 日に施行されることを受けて、当該規定に基づく環境影響評価に係る書類等の公開を行うに当たり必要となる事項を下記のとおり示します。

本制度は、後続事業者の効果的・効率的な環境影響評価の実施や事業の透明性の向上による地域の理解醸成に資するものであることから、円滑な環境影響評価制度の運用のため、御協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 用語

使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例において使用する用語の例によります。

2. 公開の同意

知事は、条例第50条の規定に基づく環境影響評価に係る書類等の公開を行うに当たっては、別添様式の環境影響評価に係る書類等の公開に係る同意書（以下「同意書」という。）により、事業者等から同意を得るものとします。

3. 青森県庁ウェブサイトへの公開

インターネットの利用による公開は、環境影響評価に係る書類等を青森県庁ウェブサイトにおいて公開（以下「ウェブ公開」という。）することにより行うものとします。

4. 環境影響評価に係る書類等の送付

- (1) 事業者等は、ウェブ公開に同意する場合には、必要事項を記載した2. に定める様式及び環境影響評価に係る書類等の電磁的記録を、青森県自然保護課に送付するものとします。
- (2) 電磁的記録の提出に当たっては、ファイル形式は、改ざんされにくく、広くサポートされているものを用いるよう、御協力をお願いします。
- (3) 送付された環境影響評価に係る書類等については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に基づき管理されます。

5. 著作権への留意

県は、青森県庁ウェブサイト上に、著作権者の許諾を得ないで複製、転用等を行うことは禁止されている旨を記載するなど、著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく著作権者の権利について必要な保護を図ることとします。

また、事業者等、環境影響評価に係る書類等を閲覧する者等においても、ウェブ公開への協力、環境影響評価に係る書類等の閲覧等に当たり、著作権者の権利について必要な配慮をすることとします。

6. その他

環境影響評価に係る書類等の公開に関して、その他必要な事項は、関係者と協議して定めるものとします。

附則

この通知は、令和8年4月1日から施行する。